

告示第39号

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

弥彦村長 本 間 芳 之

令和 6 年弥彦村要綱第10号

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弥彦村における人口減少対策として、村外からの移住の促進を図り、定住人口の増加及び活力ある地域づくりを推進するため、村内に自ら居住するための住宅を建築又は中古住宅を購入し、村外から転入する共に35歳以下の夫婦を含む世帯に対し、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、弥彦村補助金等交付規則（昭和33年8月28日弥彦村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市区町村の住民基本台帳から弥彦村の住民基本台帳に記録されること。
- (2) 移住 転勤、就学その他一時的な居住ではなく、定住の意思をもって転入すること。
- (3) 定住 転入後、村内に永住し、または相当期間生活の本拠地を置くこと。
- (4) 住宅 専ら自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの。
- (5) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持し、若しくは住宅の取得又は賃借に係る経費を負担する者。
- (6) 夫婦 婚姻届けを提出し受理された夫婦であって、申請日における夫婦の双方の年齢が満35歳以下であるものをいう。
- (7) 新婚 婚姻届け起算して3年以内の夫婦
- (8) 基準日 6年3月31日のこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) サケ（Uターン）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 夫婦を含む世帯であること。

(イ) 基準日において、世帯員全員が村外に住所を有しており、基準日より後に、村内に移住した者

(ウ) 世帯員1人以上が、過去に弥彦村に住所を有しており、かつ、申請時から起算して2年以内に弥彦村に住所を有していないこと

(エ) 基準日以降において、村内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築または購入し、建物の所有権保存登記または所有権移転登記を完了した者

(オ) 建築又は購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者

（生活の本拠とする者に限る。）

(カ) 世帯全員が前居住地における市町村民税、水道料金、保育料等自治体に納付すべき金銭を滞納していないこと。

(キ) 弥彦村暴力団排除条例（平成24年弥彦村条例第1号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

(ク) 村へのUターン者として、村の広報、移住事業、アンケート等において協力可能なこと。

(2) コウノトリ（Iターン）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 夫婦を含む世帯であること。

(イ) 基準日において、世帯員全員が村外に住所を有しており、基準日より後に、村内に移住した者

(ウ) 世帯員全員が過去に弥彦村に住所を有していたことがないこと

(エ) 基準日以降において、村内に自ら居住するための住宅を自らの資金により建築または購入し、建物の所有権保存登記または所有権移転登記を完了した者

(オ) 建築又は購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者

（生活の本拠とする者に限る。）

(カ) 世帯全員が前居住地における市町村民税、水道料金、保育料等自治体に納付すべき金銭を滞納していないこと。

(キ) 弥彦村暴力団排除条例（平成24年弥彦村条例第1号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

(ク) 村へのUターン者として、村の広報、移住事業、アンケート等において協力可能なこと。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、住宅完成日または取得日が属する年度の年度末までとする。

（交付決定）

第5条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による書類の審査及び現地調査により、補助金の交付が適当でないとき認めるときは、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第6条 村長は、前条の交付決定通知後速やかに、別表1に定める金額を申請者に支払わなければならない。

（交付決定の取り消し）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 全額

(2) 住宅取得において、交付決定の日から起算して1年を経過する前に、対象住宅を売却し、譲渡し、または村外へ転出したとき 全額

(3) 住宅取得補助金において、交付決定の日から起算して3年を経過する前に、対象住宅を売却し、譲渡し、または村外へ転出したとき 半額

(4) その他村長が交付の決定を取り消す相当の理由があると認めるとき 村長が認める額

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、様式第4号により補助金の交付を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、期限を定めて、当該取消額の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該補助金を村長が定める期限までに返還しなければならない。

3 村長は、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、第1項の返還金の全部または一部を免除することができる。

(状況の調査)

第9条 村長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、または調査を行うことができる。

2 補助対象者は、前項に掲げる調査の必要がある場合、協力しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金 金額一覧表

基本補助金額に加算補助金額を加算した金額を補助金額とする。

対象区分	基本補助金額	基本補助金額に加算補助金額※を加えた最大補助金額
サケ (Uターン)	30万円	50万円
コウノトリ (Iターン)	60万円	100万円

加算要件	※加算補助金額
申請日における18歳未満の子ども1人につき	10万円
新築住宅を購入の場合	20万円
夫婦が新婚の場合	30万円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

弥彦村長様

申請者 住所
氏名 印
連絡先（ ）

弥彦村ふるさとカムバック費補助金交付申請書

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金の交付について、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

■補助金交付申請額 _____ 万円

（裏面に続きます）

1. 補助対象者

対象 区分	<input type="checkbox"/> サケ（Uターン）30万円	<input type="checkbox"/> コウノトリ（Iターン）60万円
	<input type="checkbox"/> 世帯員1人以上が、過去に弥彦村に住所を有していたことがある <input type="checkbox"/> 申請時から起算して2年以内に弥彦村に住所を有していない	<input type="checkbox"/> 世帯員全員が過去に弥彦村に住所を有していない
転入日	年 月 日	
住宅の建築・購入に係る契約日	年 月 日	

2. 加算要件 ※該当する要件のみご記入ください

18歳未満の子どもの人数 1人につき10万円	人		
新築住宅を購入の場合 20万円 工事日	着手	年	月 日
	完成	年	月 日
夫婦が新婚の場合 30万円 婚姻日	年 月 日		

【関係書類】

- 住宅の登記簿謄本（取得日、所有権者が分かるもの）（契約書の写しでも可）
- 住民票（世帯員全員の世帯員前住所地、転入年月日が分かるもの）
- 全部事項証明書（戸籍謄本）※加算要件の夫婦が新婚の場合のみ
- 世帯員全員の前住所地の過去1年分の納税証明（納税していた税目すべて）
- 弥彦村定住に関する誓約書（別紙1）
- 市町村に納めるべき金銭に関する調査同意書（別紙2）
- 暴力団の排除に関する誓約書（別紙3）

様式第1号 別紙1

年 月 日

弥彦村長様

住 所 弥彦村

氏 名 _____ 印

弥彦村定住に関する誓約書

私は、弥彦村ふるさとカムバック事業補助金の交付を申請するに当たり、下記事項を順守することを誓約いたします。

記

1. 交付決定の日から5年間以上、弥彦村に定住いたします。
2. 交付決定の日から5年を待たずに弥彦村から転出する場合は、要綱第8条の規定に従い、補助金を返還いたします。

以上

調 査 同 意 書

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金の交付にあたり、下記の者の市町村に納めるべき金銭の調査実施について、同意します。

年 月 日

弥彦村長様

氏名 _____ 印

■転入前住所地 _____

■調査対象者

氏 名	世帯主との続柄
(世帯主)	本人

※転入世帯全員を記入してください。

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

弥彦村長様

住所（所在地）

氏 名

印

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取り消しなど、村の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 3 暴力団員と認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

様式第2号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

申請者 様

弥 彦 村 長

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 に申請のありました弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金の交付について、下記のとおり交付することになりましたので、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

■交付決定金額 _____ 円

様式第3号（第5条関係）

文 書 番 号
年 月 日

申請者 様

弥 彦 村 長

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日 に申請のありました弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金の交付について、下記理由により不交付となりましたので、弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

【不交付理由】

- ・ 申請内容に不正な内容が記載されていたため
- ・ 前住所地において市町村に納めるべき金銭に滞納があったため
- ・ その他

--

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

申請者 様

弥 彦 村 長

弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した弥彦村ふるさとカムバック事業費補助金について、下記理由により補助金の交付決定を取り消いたします。

記

■ 交付決定金額 _____ 円

■ 交付取消金額 _____ 円

■ 返 納 額 _____ 円

■ 交付取消理由